（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
Ⅰ　現状 （１）　地域の災害リスク 【洪水】：利根川水系烏川洪水浸水想定区域図（下図参照） 利根川水系烏川洪水浸水想定区域図によると、烏川上流部で想定最大降雨量（２日間で７８３．３㎜の降雨）により河川が氾濫した場合、高崎市倉渕地域での浸水想定はなく、下流である榛名地域の下室田町の手長地域、神戸地域及び里見地域の河川沿いの地域では０．５～３．０ｍ未満の浸水が想定されている。当会が立地する倉渕支所周辺の三ノ倉地域も令和５年３月のハザードマップ改定により水害リスクがある地域となっている。 近年の台風や前線の活発化を背景とした大雨に加え、気候変動やヒートアイアランド現象などの影響により、狭い範囲に短時間で猛烈に降る雨（いわゆるゲリラ豪雨）を要因とした豪雨による水害の対策が求められる。 これら地域の商店は、小売・サービス業者で形成されており、豪雨被害に加え落雷が引き起こす事務機器の故障の恐れもある。   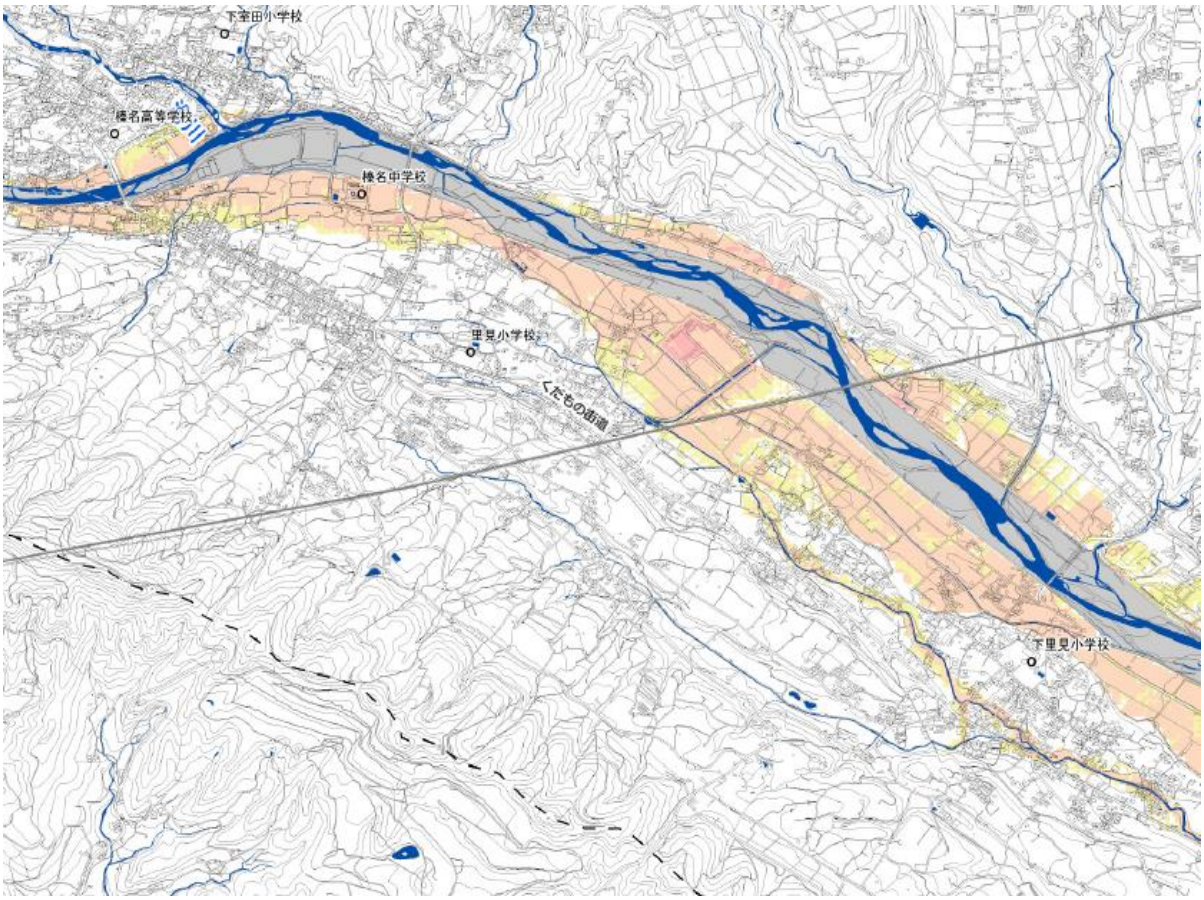

【土砂災害】：ハザードマップ（下図参照）

高崎市倉渕地域のハザードマップによると、烏川にそって、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアが点在しており、最も上流である川浦地区には事業所は商工業の集積はないが、権田・三ノ倉地域は、商店や住居が立ち並んでいる。また、当地域は沢部からの土砂流出で国道４０６号線の通行止めによる地域経済への影響も想定される。

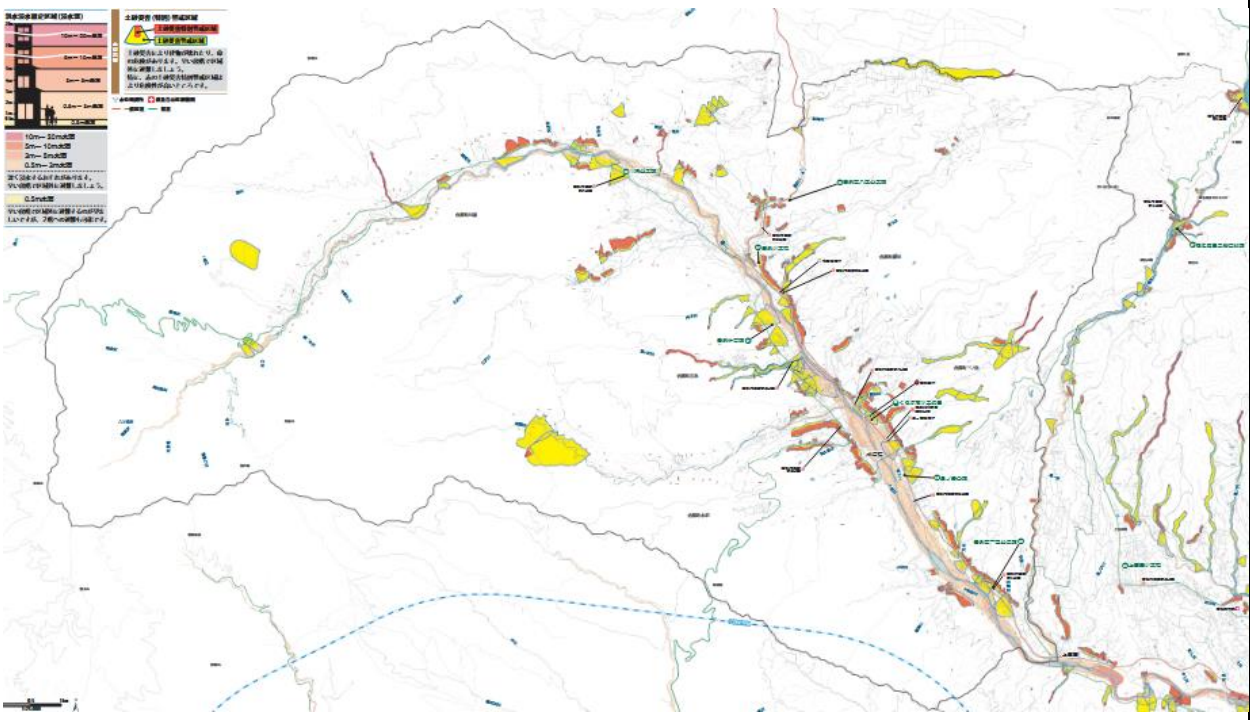

【地震】：J－SHIS

地震ハザードステーションの防災地図（下記、図）によると、高崎市周辺には大きい地震を発生させるような活断層として、高崎市直下をとおる「関東平野北西縁段層帯」が存在する。この活断層により想定される地震は最大でマグニチュード８．１であり、倉渕地域の多くは震度６弱が想定される。

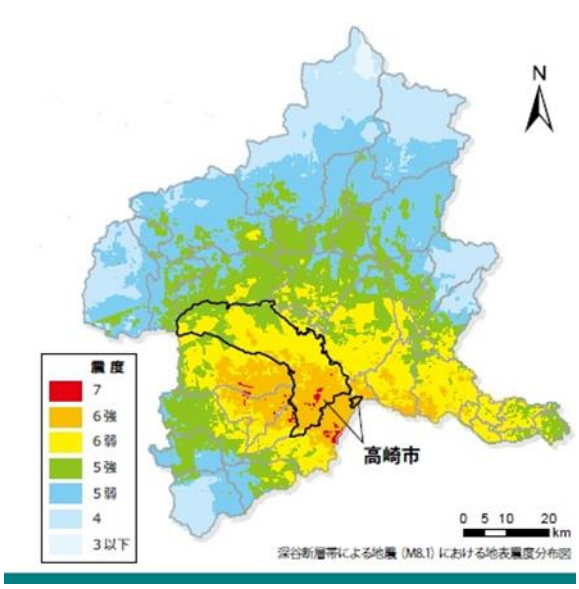

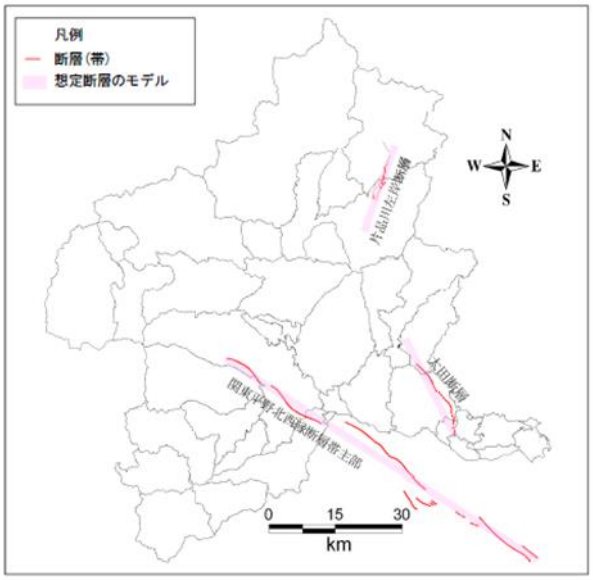

（出展：群馬県地震被害想定調査：平成 24 年６月）

今後３０年以内・５０年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ０％～０．１％、０％～０．２％と地震災害の可能性は低いが、発生した場合、人的物損被害は勿論、ライフライン被害も甚大（地震直後全域で断水、全域復旧には１ヶ月程度を要する）であるため、多くの事業所が影響を被ると想定される。

【近年の自然災害の被害状況】

①平成２６年　７月　豪雨により法面崩落（川浦）
②平成２９年　７月　台風３号により倒木（県道渋川松井田線・水沼）
③平成３０年　１月　積雪による町内除雪作業
④平成３０年　９月　台風２４号により倒木（川浦）
⑤令和　元年１０月　台風１９号により倉渕サッカー場の法面崩落（水沼）

高崎市倉渕地域の烏川流域では、これまでに大雨による法面崩落等の災害に見舞われ、砂防工事等の対策が図られたことにより、近年では、大雨、洪水、土砂災害等、広範囲での大規模な被害は発生していない。しかし、榛名山系連山の西側に位置している当地域は、台風の通過の際に雨雲が山に当たることによる大雨の影響を度々受けており、６月から９月の梅雨から台風シーズンに多く、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアが点在しており、小規模な法面崩落は、発生している。
また、冬は広い地域で積雪となり、市が除雪作業を実施し通行確保に取り組んでいる。

① 平成26年7月　豪雨により法面崩落（川浦）

② 平成29年7月　台風3号により倒木
（県道渋川松井田線・水沼）

③ 平成30年1月　積雪による町内除雪作業

④ 平成30年9月　台風24号により倒木（川浦）

⑤ 令和元年１０月　台風１９号により倉渕
サッカー場の法面崩落（水沼）

これまでは、台風による豪雨で河川氾濫や法面崩落、土砂災害が主であったが、平成２６年２月に観測史上最高となる降雪で６０㎝の積雪量を記録し、国県道等の主要幹線道路や地域の生活道路が通行止めとなり全面開通までに数日を要し、物流が途絶え市民生活に大きな影響を与えるなど、今後、想定を超えるどの様な自然災害に見舞われるか見当がつかない状況である。

これらの災害に遭遇すれば、管内事業者が被る被害が甚大となる可能性も考えられる。この為、市は、過去の経験を踏まえ大雪時等の幹線道路の通行確保に向け国、県、市、業者が連携して対応にあたる高崎市道路除雪行動計画を策定している。

【感染症】
当地域においても例外ではなく、新型コロナウイルス感染症の拡大により小規模事業者・中小企業を中心に経済活動が大きな影響を受けた。店舗の営業制限、仕入れ・物流の停滞、顧客の来店減少など、感染症は事業継続に直接的な打撃を与えるリスクであることが再認識された。

多くの事業者において、感染症対策としてのマスク・消毒液の常備、パーテーションの設置、非接触型決済の導入など、一定の衛生管理は行われているものの、感染拡大時における業務体制の変更（在宅勤務や時差出勤など）や、感染者発生時の業務継続手順（代替要員の確保、連絡体制の整備等）については未整備な事業者も多い。

（２）商工業者の状況

・商工業者等数　　152 人
・小規模事業者数　　139 人

（R3 経済センサス活動調査・確報(R5.6.27 公表)による）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建　設　業	33 名	33 名	地域内に広く分布している
	製　造　業	19 名	17 名	地域内に広く分布している
	卸売業・小売業	39 名	35 名	地域内に広く分布している
	飲食・宿泊業	12 名	11 名	地域内に広く分布している
	サービス業	34 名	33 名	地域内に広く分布している
	そ　の　他	15 名	10 名	地域内に広く分布している

（３）これまでの取組

【高崎市の取組】
①高崎市地域防災計画の策定。
②高崎市総合防災訓練の実施。
③ハザードマップによる啓蒙活動。
④災害時の避難所の開設。
⑤「安心ほっとメール」の配信。
※防犯・防災・火災・気象・市政の地域情報を随時メールにて配信。登録料は無料。
⑥「高崎市感染症予防計画」「高崎市健康危機対処計画（感染症編）」による包括的な感染症対策の推進。

【高崎市倉渕商工会の取組】
①自然災害後の会員被災状況の確認と高崎市への報告。
②当会会員向けの保険制度について会報誌を通じた周知と加入促進。
③高崎市が実施する防災訓練への参加及び協力。
④感染症対策に係る諸施策の推進。

Ⅱ　課題

当会の現状では、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や高崎市の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、災害時の対応を指導できる経営指導員も存在しない。

また、行政への連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・商工会双方が事業者から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じるのみである。

保険・共済業務についても担当者や以前に経験した職員のみが簡易説明を実施できる程度であり、昨今の自然災害の状況を鑑み、当会として管内事業者が被災した際の支援をいかに講じるか、という行動規範の策定が急務となっている。

感染症拡大時においては地域全体としての感染拡大防止と経済維持の両立が経済団体である当会としての課題である。

Ⅲ　目標

①管内小規模事業者に対し、平時から災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するため、BCP 計画策定支援を実施する。
②管内小規模事業者の BCP 計画策定に併せ、事業継続力強化計画の認定と連鎖倒産防止の観点から、セーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。
③組織内において平時からの情報と支援知識の共有など、支援体制の構築を図る。
④災害発生時において、行政との連絡体制・情報共有・役割分担の明確化を図る。
⑤金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。
⑥感染症拡大時における、地域経済の安定と事業者の継続を支える支援体制の確立を図る。

※　その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 7 月 1 日～令和 12 年 6 月 30 日） （2）事業継続力強化支援事業の内容 ・当会と高崎市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 ＜１．事前の対策＞ 1）小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・経営指導員による巡回等において、高崎市のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。 ・「商工会だより」や商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、高崎市の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対して災害リスクについての意識向上を図る。 ・事業継続力強化計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。 ・必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。 ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。 2）高崎市倉渕商工会自身の事業継続計画の作成 ・当会は、平成３０年に「事業継続計画」を策定。 3）関係団体等との連携 ・事業継続力強化計画策定に精通したぐんま共済協同組合や日本政策金融公庫との連携を強化し、管内小規模事業者を対象にした「事業継続力強化計画策定セミナー」や災害被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。 ・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対し、事業継続力強化計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナーの実施。 4）フォローアップ ・管内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をヒアリング等により把握する。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合との協力体制において、策定支援を講じる。 ・群馬県商工会連合会と各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。 5）当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（例：令和元年台風１９号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、高崎市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施。）

＜２．発災後の対策＞

1）応急対策の実施可否の確認

・自然災害等発災時においては、まず当会職員の安否確認を第一と考える。安否確認のうえで、下記手順により、被害状況を把握し法定経営指導員が高崎市等関係機関へ連絡を行う。

① 災害発災後、速やかに当会職員の安否確認を以下の順位に基づいて行う。

順位１・携帯メール一斉送信または LINE による安否確認

順位２・未返信者へメール再発信。安否確認（２回目）上記順位１．に同じ。

順位３・未返信者へ携帯電話→自宅電話→緊急電話へ連絡。上記内容についてヒアリングを行う。

順位４・自宅及び避難所訪問。自宅等に訪問し上記内容の確認を行う。

② 当会職員の安否確認と業務従事可否や被害状況等を当会と高崎市、群馬県商工会連合会にて共有する。

③ 業務従事可能である場合は、速やかに管内事業所の被害把握に努める。

2）応急対策の方針決定

・当会において把握した被害状況や被害規模を高崎市へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。

・当会職員が電話や状況に応じて現地確認により、被害が見込まれる地域の事業所の被害状況を把握。なお、職員の生命に危険が及ぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。

・被害状況を確認した状況をまとめ、高崎市及び群馬県商工会連合会へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・事業所全壊（1階天井まで浸水など、事業所が全壊） ・大規模半壊（床上 1mまで浸水など、事業所内で大きな被害が発生） ・半壊（床上で浸水が見られ、事業所内で大きな被害が発生） ・被害が見込まれる地域の事業所と連絡が取れない、または交通網が遮断され、確認ができない
被害が見られる	・半壊に至らない床上浸水（事業者内で比較的軽微な被害が発生） ・床上浸水（什器・備品の破損など） ・床下浸水
ほぼ被害はない	・事業所敷地内等で浸水はあったが、被害を受けたとまでは言えない。 ・目立った被害の情報はない。

※想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

・本計画により、当会と高崎市、群馬県商工会連合会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～１週間	１日に１回以上共有する
２週間～４週間	適時、共有する
１ヶ月以降	適時、共有する

・高崎市と応急対策の方針を確認し、双方で対応できる被災支援を行う。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞下図は、連絡ルート

・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、高崎市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。

・当会と高崎市と情報を共有した上で、当会が、商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県へ報告する。

※当会が高崎市と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）参照。

（連絡ルート）

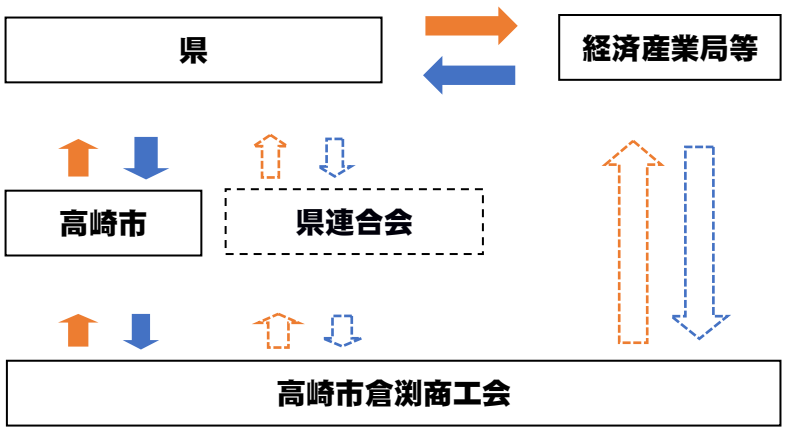

※　塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・高崎市と協議のうえ、災害に対する相談窓口の開設を行う。国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。

・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

・応急時に有効な国や群馬県、高崎市の被災事業者施策、日本政策金融公庫の災害貸付等について、地区内小規模事業者へ周知し、必要に応じて利用方法の指導を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

・国や群馬県、高崎市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。

・被害規模が大きく、当商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

・国や群馬県、高崎市の復興支援施策等について地区内小規模事業者に周知し、必要に応じて利用方法の指導を行う。

＜６.感染所拡大時について＞

（1）事前の対策（平時からの備え）

・情報の整備・共有

高崎市・群馬県・関係省庁から発出される感染症関連通知・ガイドラインを常時収集し、会員事業者向けに要点を整理して提供する。

・衛生対策の啓発支援

マスク・消毒液・非接触型検温器の備蓄推奨、事業者向けに簡易的な感染症対策チェックリスト等を作成・配布する。

（2）拡大後の対策（感染症発生・流行時）

・感染状況の把握と初動対応

行政発表（高崎市・群馬県）を迅速に確認し、商工会内でも状況を整理。必要に応じて商工会館の利用制限やリモート対応に移行。

・事業者向け支援策の周知

国・県・市が発表する給付金、協力金、雇用調整助成金、融資制度などの支援策をタイムリーに周知する。

・衛生物資・資材の供給支援

消毒液やマスクなどの供給困難時には、入手可能な流通ルートの情報取集と提供を行う。

（3）拡大時における指示命令系統・連絡ルート

・高崎市 → 商工会ルート

高崎市が発信する感染症情報（危機管理室・産業政策課経由）をまず受領し、商工会がそれを地域事業者に分かりやすく再伝達。

・群馬県 → 商工会連合会ルート

群馬県からの通達は、商工会連合会（県連）にも共有され、連合会から各地域商工会へ展開される仕組みを活用。

・倉渕商工会内部体制

会長（または災害・感染症対応責任者）を中心とした内部指揮系統を明確にし、必要に応じて職員間の連絡体制を強化（携帯・グループチャットなども活用）。

（4）小規模事業者に対する支援

・資金繰り支援の個別相談

日本政策金融公庫との連携により、資金繰り相談や借入支援を実施。書類作成・申請支援も併せて提供。

・デジタル対応のサポート

非対面型営業（オンライン注文、SNS 販促、キャッシュレス決済など）を導入したい事業者向けに、ツール選定や補助金活用方法を支援。

・販路開拓支援

感染症により来店客が減少した事業者に対し、EC サイトへの出店や地域内連携によるテイクアウト等の仕組み作りを推進。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年４月現在）

（１）実施体制

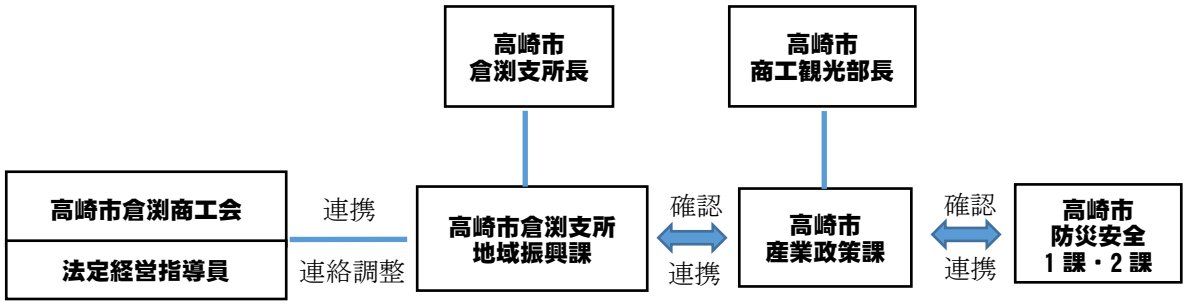

（２）商工会による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

加部　宏和　高崎市倉渕町三ノ倉３０３

TEL:027-378-2029　/　FAX:027-378-3829　E-mail:kurasho@apricot.ocn.ne.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会、関係市町村連絡先

①商工会

高崎市倉渕商工会

〒370－3402　高崎市倉渕町三ノ倉３０３

TEL:027-378-2029　/　FAX:027-378-3829　E-mail:kurasho@apricot.ocn.ne.jp

②関係市町村

高崎市倉渕支所　地域振興課

〒370-3492　高崎市倉渕町三ノ倉303

TEL　027-378-3111 / FAX　027-378-4024

E-mail:　kurabuchi-chiiki@city.takasaki.gunma.jp

高崎市役所 産業政策課

〒370－8501　高崎市高松町３５－１

TEL 027－321－1255 / FAX 027－325－4879　E-mail: sangyou@city.takasaki.gunma.jp

（４）被害情報等報告先

群馬県商工会連合会　総務企画課

〒371-0047　群馬県前橋市関根町三丁目８番地の１

TEL 027-231-9779 / FAX 027-234-3378　E-mail:　somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和11年度
必要な資金の額	160	220	220	220	220	160
・セミナー開催費	50	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	50	100	100	100	100	50
・チラシ等作製費	50	50	50	50	50	50
・その他経費	10	20	20	20	20	10

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高崎市補助金、 群馬県補助金、 事業収入 等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<table>
<tr><td colspan="2">連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">連携者名
株式会社　日本政策金融公庫
住所：〒100-0004　東京都千代田区大手町1-9-4
大手町フィナンシャルシティ　ノースタワー
代表者：総裁　田中　一穂

ぐんま共済協同組合
住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10
代表者：理事長　広瀬　博之</td></tr>
<tr><td colspan="2">連携して実施する事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">①小規模事業者に対する災害リスクの周知
②小規模事業者の事業継続力強化計画等の策定とフォローアップ
③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">連携して事業を実施する者の役割</td></tr>
<tr><td>連携者名
株式会社　日本政策金融公庫　高崎支店
住所：〒370-0826　高崎市連雀町81

ぐんま共済協同組合　高崎支店
住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8
高崎商工会議所会館内</td><td>役割
①小規模事業者に対する災害リスクの周知
②小規模事業者の事業継続力強化計画等の策定とフォローアップ
・事業継続力強化計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施
③災害時に活用できる保険商品等の案内</td></tr>
</table>
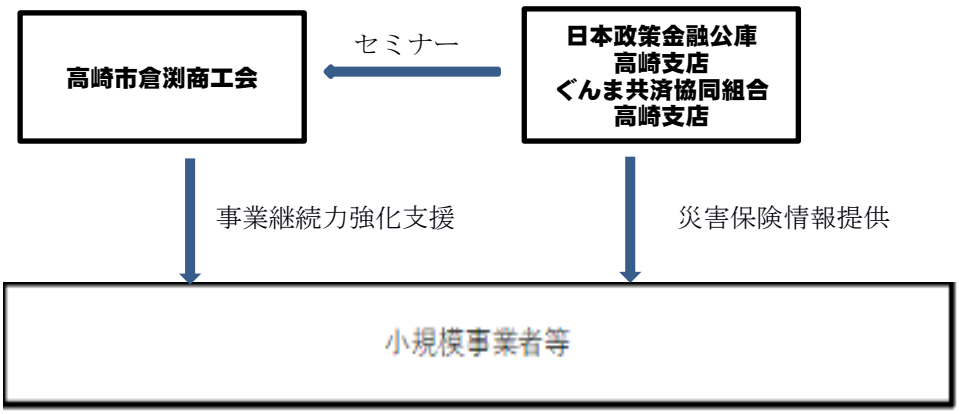
連携体制図等